
AMT/NEWSLETTER

Competition

2024年12月27日

COMPETITION NEWSLETTER(2024/12)

弁護士 [矢上 浄子](#) / 弁護士 [塩越 希](#)

Contents

- I. 損害保険会社らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について
 - 1. はじめに
 - 2. 事案の概要
 - 3. 一定の取引分野の画定
 - 4. 「共同保険に係る独占禁止法上の留意点等について」
 - 5. おわりに
- II. 2024年9月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介
- III. 事務所 News (受賞歴)

I. 損害保険会社らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について

1. はじめに

2024年10月31日、公正取引委員会(以下「公取委」という。)は損害保険会社らに対し、企業・官公庁向けの損害保険についてカルテル等の独占禁止法違反行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った(以下「本件命令」という。)¹。本稿では、本件命令に至った経緯や独占禁止法上の論点について分析するとともに、本件命令に伴って公取委が公表した「共同保険に係る独占禁止法上の留意点等について」を概観することとしたい。

2. 事案の概要

企業向けの損害保険契約は、通常、保険契約者が、損害保険会社に対し(又は損害保険代理店を介して)入札や見積依頼を行ったうえで締結される。本件では、損害保険会社が、他の損害保険会社と共同して、見積合わせや入札において情報交換を行い、保険料等を調整していたことが、独占禁止法違反(不当な取引制限)とされたものである。

本件命令では、全体で9件の企業・官公庁向けの損害保険契約に係る違反行為が認定され、それぞれにつき排除措置

¹ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241031_shinsa.html

命令・課徴金納付命令が行われた²。このように、本件命令は、各保険契約者が発注した損害保険契約³のそれぞれが(すなわち、需要者ごとの損害保険契約が)、一定の取引分野(競争制限が生じるか否かの検討対象となる市場)として画定されている点に特徴がある。

加えて、本件命令に伴い、本件では公取委から共同保険に関する独占禁止法上の考え方及び競争政策上の考え方が公表されたが、このような文書を公取委が排除措置命令とともに公表したのはおそらく本件が初めてであり、その点でも注目に値する。

3. 一定の取引分野の画定

上記のとおり、本件命令では、一般的な商品・役務ではなく、需要者(保険契約者)ごとの損害保険契約が一定の取引分野として画定されている。以下では、この点について、過去の事例と比較しつつ分析を行う。

(1) 不当な取引制限における一定の取引分野の画定方法

不当な取引制限においては、一般に、「取引の対象・地域・態様等に応じて、違反者のした共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討し、その競争が実質的に制限される範囲を画定して『一定の取引分野』を決定するのが相当」とされている(社会保険庁シール談合刑事事件⁴)。

すなわち、企業結合の場面において市場への影響等を検討する際には、商品又は役務の代替性等の客観的な要素に基づいて一定の取引分野を画定するのが一般的となっているのに対し、「不当な取引制限における共同行為は、特定の取引分野における競争の実質的制限をもたらすことを目的及び内容としているのであるから、通常の場合、その共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討して、一定の取引分野を画定すれば足りる」(ブラウン管カルテル事件)とされる。つまり、問題となったカルテルの対象範囲を一定の取引分野とすることが通説・実務とされている⁵。

一方で、課徴金減免制度(リニエンス)を前提に、減免を認めやすくし、減免申請のインセンティブを高めるため、特定の需要者向けの特定の商品やサービスを一定の取引分野と画定したと考えられる例もある。

例えば、2008年の携帯型ゲーム機用液晶モジュール製造業者に対する件では、「任天堂が製造するニンテンドーDS用の液晶モジュール」および「任天堂が製造するニンテンドーDS Lite用の液晶モジュール」がそれぞれ一定の取引分野とされている。このように、一需要者の特定機種向けの製品が一定の取引分野と画定されたのは、以下に述べるとおり、課徴金減免制度の下で、課徴金の減免をより認めやすくするという配慮があったのではないかと指摘がある⁶。

当該事件では、DS用液晶モジュールについての違反行為者2社のうち、課徴金減免申請を行った1社には課徴金が課されなかった。他方で、DS Lite用液晶モジュールに係る違反行為は、公取委の調査開始後に取りやめられたため、課徴金減免の要件(すなわち、調査開始日以前の違反行為の終了)を充足しなかった⁷。よって、本来は、一定の取引分野を「任天堂が製造する携帯型ゲーム機用液晶モジュール」と画定する余地もあったところ、その場合には、DS用液晶モジュールについて課徴金減免申請を行った事業者は、(液晶モジュール全体に含まれる)DS Lite用液晶モジュールに係る違反

² 保険契約者・発注者は、株式会社 JERA、コスモ石油株式会社、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(JOGMEC)、シャープ株式会社、京成電鉄株式会社、警視庁、東京都、仙台国際空港株式会社、東急株式会社である。

³ 例えば、JERA を保険契約者・発注者とする件については、「JERA が見積り合わせの方法により発注する財物・利益保険のうち、1回の事故につき保険金の支払限度額を1500億円とする保険」が取引分野と画定されている。

⁴ 当該事件は談合についてのものであるが、価格カルテルについても、同様の立場が採用されている(日本エア・リキード事件、アスファルト合材価格カルテル事件参照)。

⁵ 幕田英雄「公取委実務から考える独占禁止法(第2版)」(商事法務、2022年)77頁。違反行為者が処分を争う事例において、需要者ごとの市場画定や、より狭い市場画定を主張することがあるが、多くの場合は、かかる主張は退けられている(特定ユーザー向け段ボールケース価格カルテル事件、ペアリング価格カルテル事件参照)。

⁶ 金井貴嗣「課徴金減免と一定の取引分野の画定」ジュリスト1373号(2009)84頁以下。

⁷ ただし、商品の引き渡しがなかったため、課徴金納付命令は行われなかった。

行為が調査開始日以前に終了していないから、要件を満たさず、免除が認められなくなる。かかる結果を防ぐため、公取委は DS 用液晶モジュールと DS Lite 用液晶モジュールとでそれぞれ異なる一定の取引分野を画定することによって、減免申請者に手厚くする構成を採用したのではないかとの評価がある⁸。

(2) 本件についての検討

公表された資料からは、本件において公取委がどのような理由で、需要者ごとに一定の取引分野を画定したのか明らかではないが、以下のような理由が推測される。

ア 実質的な内容からの検討

本件で問題となった各損害保険において損害保険会社が引き受けるリスクは、いずれも規模や性質が異なり、保険料も異なるものである。また、これらの損害保険は単独保険か共同保険かという違いや、発注方法(見積り合わせ、一般競争入札、希望制指名競争入札)、違反行為者間における保険料等の調整方法も異なっている⁹。これらの事情から、違反行為者の「共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲」が、あくまで実態として、「各保険契約者・発注者が発注する特定の保険」であったため、各保険契約者・発注者ごとに一定の取引分野が画定され、「大口保険契約者向け損害保険」といったより広い範囲での画定がなされなかった可能性が考えられる¹⁰。

イ 課徴金減免制度との関係からの検討

本件では、違反行為者のうち、東京海上は 9 件の違反行為のうち 4 件(JERA、コスモ石油、JOGMEC、シャープ)で課徴金を免除されており、また、損保ジャパンはこのうち 2 件(京成電鉄、仙台国際空港)で課徴金を免除されている。しかし、仮に本件で、一定の取引分野が「大口保険契約者向け損害保険」などと広く画定された場合、申請順位が東京海上に劣後していた損保ジャパンは、課徴金免除を受けることができなかったものと考えられる。

このように、本件では、申請順位 2 位以降の減免申請者が、先行する減免申請に含まれない新たな需要者に係る違反行為について減免申請を行うインセンティブを考慮し、公取委が一定の取引分野の画定を敢えて細分化した可能性があると思われる。また、大口顧客が複数存在する案件で課徴金減免申請をする場合、精力的に社内調査をして、適切な証拠とともに、多くの顧客名を挙げておくことは、課徴金の額を減らす方向に作用する可能性があると考えられる。

4. 「共同保険に係る独占禁止法上の留意点等について」

(1) 概要

本件の違法行為 9 件のうち、7 件が共同保険を合意等の対象とするものであった。公取委が処分と同時に公表した「共同保険に係る独占禁止法上の留意点等について」と題する文書(以下「本文書」という。)の中で、公取委は、共同保険は、「リスク分散・平準化のための一手法として広く組成されており、損害保険の安定的な提供のために有用となる場合がある」として、そのメリットを肯定しつつ、その組成過程では「競争関係にある損害保険会社の間で、直接又は損害保険代理店を介して、他の損害保険会社の保険料その他各般の条件に関する情報に接する状況にある」として、損害保険会社等の間で協調的行動がとられやすく、独占禁止法上の問題が生じやすい構造がある点を指摘し、同分野における独禁法上の考え方及び競争政策上の考え方を示している¹¹。

⁸ 前注 6 参照。

⁹ 詳細は、「本件の概要」(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241031_shinsa_gaiyo.pdf)参照。

¹⁰ 白石忠志『独禁法事例集』(有斐閣、2017 年)285 頁以下は、平成 17 年独禁法改正によって排除措置命令手続と課徴金納付命令手続とが同時化されたことに起因し、実際には、価格カルテルの場合においても、需要者にとっての代替性を考慮した丁寧な市場画定が行われているのではないかと指摘する。

¹¹ 本件行為を受け、一般社団法人日本損害保険協会は、2023 年 12 月 15 日、「損害保険会社の独占禁止法遵守のための指針」の改定を行い(https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g3410i00000000jfi-att/231215_01.pdf)、2024 年 3 月 6 日、「保険契約引受にかかる

一般に、排除措置命令書には、詳細な事実関係や法解釈についての記載が少なく、詳細な規範が示されにくい状況にある。かかる状況において、公取委が、拘束力はないものの、共同保険分野に関して独禁法上の考え方及び競争政策上の考え方を具体的に示したことは、当該事業分野の事業者に対し、独禁法上のリスクの所在を明らかにしたものと見え、着目に値する。

(2) 共同保険に係る独占禁止法上の留意点

「共同保険に係る独占禁止法上の留意点」は、共同保険の組成に際して、独占禁止法上問題となる行為と、許容される行為を具体的に示している点で、損害保険会社にとってのガイドライン的性質を有する。「共同保険に係る独占禁止法上の留意点」においては、損害保険会社が、損害保険代理店を介して、他の損害保険会社と情報を交換して、事前に幹事会社、引受割合、保険料率等を共同して決定することは、原則として独禁法上問題となるとされている。他方で、保険契約者が共同保険の提供を希望するに当たり、幹事会社、引受割合や保険料率等について損害保険会社間での競争を求めている場合や、保険契約者から組織として具体的かつ明確な指示等がなされることにより、損害保険会社が、当該保険契約者からの指示等の範囲の限りにおいて共同で幹事会社、引受割合、保険料率等の調整等を行い、保険契約者に提示する場合には、直ちに独禁法上問題となるものではないとする。加えて、共同保険の契約が締結された後において、共同保険の維持管理のために必要な情報(例えば、保険金請求の対象となる事故の情報等)を共同保険に参加する損害保険会社間で共有することは直ちに問題とはならないが、次期の共同保険の引受けに係る幹事会社、引受割合、保険料率等につき共同保険を組成する損害保険会社間で情報交換などすることは、独禁法上問題となり得ると指摘している。

そのため、実務においては、損害保険代理店を介する場合も含めて、競争事業者間の調整行為を避けるべきことに加え、保険契約者の指示により共同で条件等を決定する場合も、保険契約者が真に「競争を求めている」といえるか、「組織として具体的かつ明確な指示等」があるかを慎重に検討すべきであると考えられる。また、契約締結後も、損害保険会社間での情報交換が「共同保険の維持管理のために必要な情報」といえるかを慎重に検討し、次期の共同保険の条件等についての情報交換とみられないよう、機微情報の管理・共有には留意する必要があると考えられる。

(3) 共同保険に係る競争政策上の留意点

「共同保険に係る競争政策上の留意点」においては、より高次元、つまり競争政策の観点から、共同保険の組成に際して、望ましい市場及び競争の在り方が示されている。ここでの指摘は、損害保険会社に対するガイドライン的性質を持つものではないが、今後の業界慣行の是正や同種の分野における企画立案において、独禁法上のリスクを低減するための方向性を示唆するものと位置づけられる。

例えば、共同保険でなくとも対応できるにもかかわらず損害保険会社が共同保険を組成すると、今後はそのこと自体が独禁法上のリスクとなりうることから、業界として共同保険の必要性を十分に検討すべきであることが指摘されている。また、損害保険会社が乗合代理店を起用する場合は、情報が各損害保険会社に共有し、保険契約者の意に反した競争制限行為がされないように十分留意すべきとの言及もある。加えて、需要者である保険契約者にも、各損害保険会社との直接のコミュニケーションや、保険仲立人の活用を示唆することを通じて、損害保険会社間の協調行動が起りにくい体制作りが意図されている点も注目に値する。

(4) 損害保険会社からの乗合代理店への出向者による情報漏洩に係る独占禁止法上の留意点

損害保険会社からの乗合代理店への出向者による情報漏洩により、①出向元が競合他社の顧客との取引を妨げるような行為に及びリスク(取引妨害)や、②競合事業者間で協調行為に及びリスク(不当な取引制限)があることが指摘され

独占禁止法上の留意点」を新設した(https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34i0i0000001vc4-att/240306_01.pdf)。また、金融庁は「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」を開催し、2024年6月25日、報告書を公表した(<https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20240625.html>)。このような動きを踏まえ、公取委としても、競争当局の立場から、損害保険業界の在り方について一定の考え方を示したものと考えられる。

ている。

損害保険業界において、乗合代理店への出向は一般的に行われてきた慣行といえるが、今後は出向者による情報の取扱いについて、出向元との情報遮断など、情報漏洩を防ぐための具体的な措置を講じることが求められよう。

5. おわりに

本件行為を受け、損害保険業界全体で、協調が起こりやすい業界構造や慣行の見直しが行われ、違法行為の再発防止のためにコンプライアンスの是正・強化が進められている。そのような中、公取委による本件命令及び「共同保険に係る独占禁止法上の留意点等について」は、その方向性につき競争法の観点から示唆を与えるものである。

また、上記 3 で述べたとおり、本件命令における一定の取引分野の画定は、損害保険分野に限らず、どの範囲で課徴金減免制度を利用するかを検討するうえでの興味深い先例となるものである。今後、課徴金減免申請を行う場合には、本件命令の例も踏まえ、対象とする行為の範囲が適切か、また調査開始後の申請であっても、先順位の申請に含まれていない違反行為について、より広範な課徴金の免除・減額を得られる余地がないか、十分慎重な検討が必要となろう。

以上

II. 2024年9月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2024年7月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ デジタルプラットフォームと独禁法に関する問題点～食パログ訴訟を題材に～
2024年12月(著:[石田 健](#)) 法律のひろば(第77巻第6号)
- ◆ [独禁法事例速報]特定の消耗品のみ使用可能とする仕様変更を独禁法違反とした事例
2024年10月(著:[石田 健](#)) ジュリスト 2024年11月号(No.1603)
- ◆ 競業避止義務を禁止する米国FTC新規則の日本法実務への示唆
2024年9月(著:[田中 勇氣](#)) 経営法曹第221号
- ◆ Introduction to Japanese Business Law & Practice(第6版)
2024年9月(著:[増田 健一](#)、[近藤 純一](#)、[今津 幸子](#)、[中野 雄介](#)、[中川 裕茂](#)、[山神 理](#)、[中村 慎二](#)、[原 悦子](#)、[栗田口 太郎](#)、[赤川 圭](#)、[井上 葵](#)、[行村 洋一郎](#)、[佐々木 慶](#)、[大槻 健介](#)、[飛岡 和明](#)、[臼杵 善治](#)、[佐橋 雄介](#)、[山内 真之](#)、[渡部 香菜子](#)、[池田 彩穂里](#)、[田中 良](#))

III. 事務所 News(受賞歴)

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、前年度に引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1/Tier 1)にランクインしました。競争法分野の個人部門においても、当事務所の弁護士が6名ランクインしており、ランクインした弁護士の人数は、日本の法律事務所では最多となっております。

◆ Chambers Asia-Pacific 2025

[石田 英遠](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)

鈴木弁護士は、2025年版から、新たにランクインいたしました。

詳細は[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ Who's Who Legal: Japan 2024

[石田 英遠](#)、[江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浄子](#)

詳細は[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ asialaw 2024

[中野 雄介](#)

詳細は[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ The A-List: Japan's Top 100 Lawyers 2024

[中野 雄介](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 矢上 浄子 (kiyoko.yagami@amt-law.com)
弁護士 塩越 希 (nozomi.shiokoshi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。